

静岡県へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」(以下、「施行通知」という。)第1-5-(二)に規定する事前研修(以下、「事前研修」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるほか、施行通知の定めによる。

一 医療法上のへき地

静岡県保健医療計画で定めるへき地医療対策の対象地域をいう。

二 派遣法上のへき地

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令(平成18年厚生労働省令第70号)で定める市町村をいう。

(実施主体)

第3条 事前研修は、派遣元事業主及び派遣先病院等と十分な調整を行った上で、静岡県へき地医療支援機構(事務局：静岡県健康福祉部医療局地域医療課)が中心となって行うものとする。

(研修内容)

第4条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について

二 へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について

三 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)について

四 前各号に掲げるもののほか、派遣先病院等が必要とする事項について

(医療法上のへき地における事前研修の実施方法)

第5条 医療法上のへき地への派遣については、派遣元事業主は派遣先病院等

と調整の上、静岡県へき地医療支援機構に対して、実施計画書（別紙様式1）を提出する。

- 2 静岡県へき地医療支援機構は、前項の実施計画書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行う。
- 3 派遣元事業主及び派遣先病院等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- 4 事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、静岡県へき地医療支援機構に対して、実施修了報告書（別紙様式2）を提出する。
- 5 静岡県へき地医療支援機構は、前項の実施修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了確認書（別紙様式3）及び修了証明書（別紙様式4）を交付する。

（派遣法上のへき地（医療法上のへき地を除く。）における事前研修の実施方法）
第6条 派遣法上のへき地（医療法上のへき地を除く。）への派遣については、必要に応じて前条第3項から第5項により行うことができる。

附 則

この要領は、令和4年8月31日から施行する。